

## 事故発生原因の分析説明書及び過失割合の主張

平成19年5月23日

申立人

この書面は、申立て人の義兄である が法人の不動産会社を営んでいますが、知人の経営コンサルタント会社リスクマネジメントオフィス24のファイナンシャルプランナーの山口広志さんが富士火災の保険代理店を永年されていて、更に平成9年に大阪府警河内警察署管内で交通安全講習の講師を歴任され、事故の現場検証の再現をされるなど知識を持っておられるとのことから、下記<事故の分析説明>に事故の発生原因の分析をしていただきました。

その結果、貴社のご見解である私の過失80%との判断について私の意志に基づいて無過失の反論を申し上げます。

### <事故概要>

1 事故発生当日、私は友人と飲食をした後自宅に帰宅するため自転車に乗って南方面から北方面に向かい、本件事故発生現場の交差点の横断歩道に差し掛かったところ、南側の信号機が青に変わったのを確認し横断歩道を渡ろうとした時目撃者のさんとすれ違いました。

目撃者のさんとすれ違った地点は私の主張別表(1)の⑦の地点です。

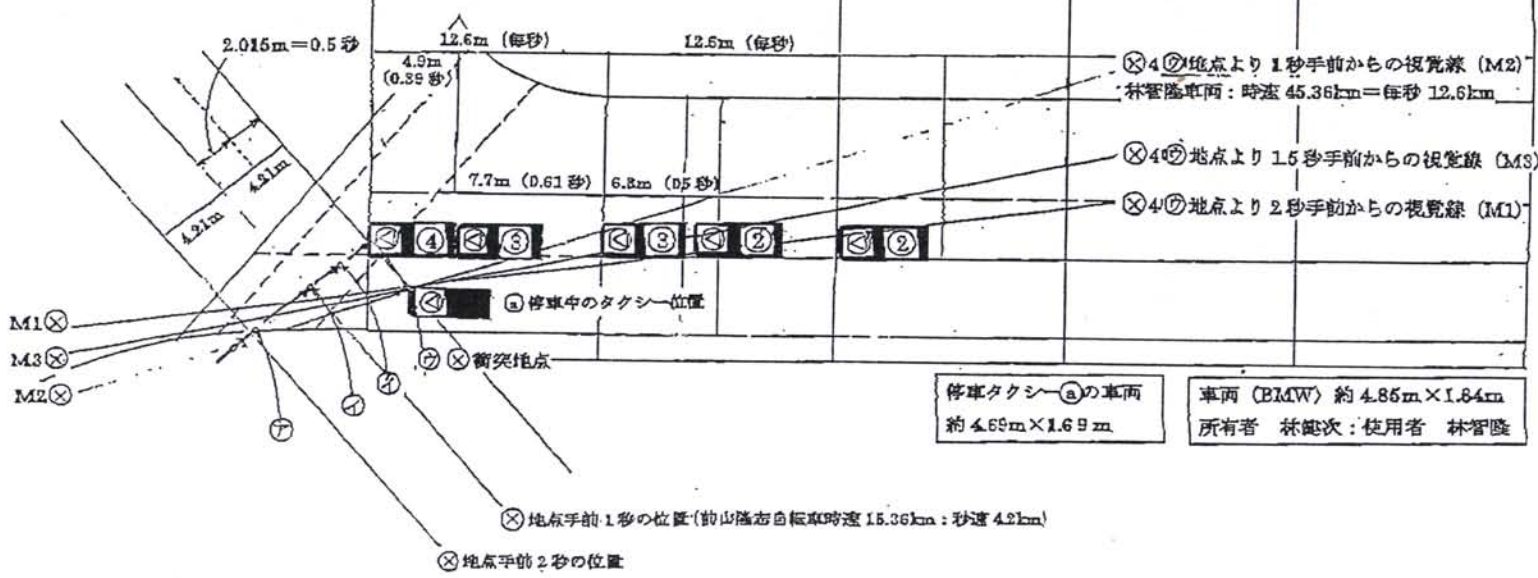
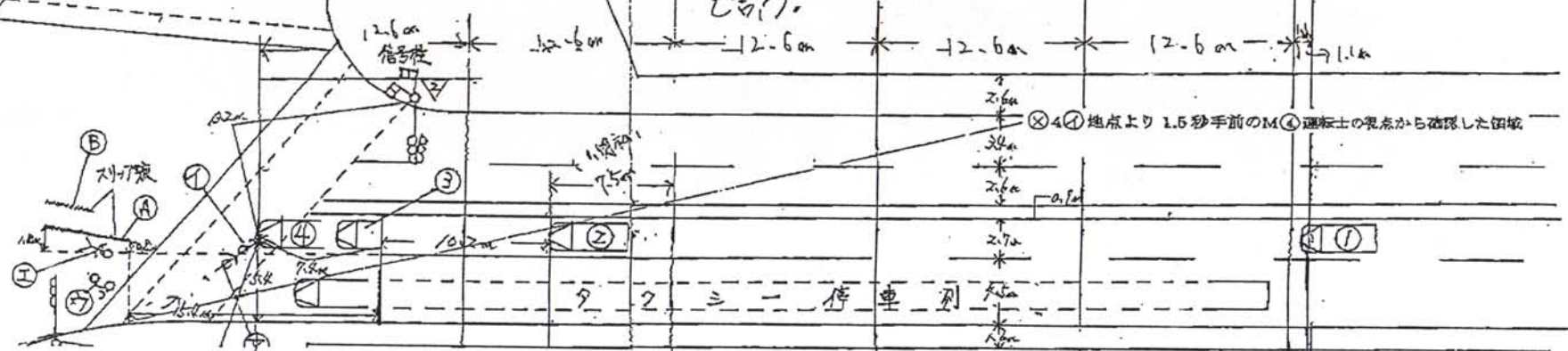
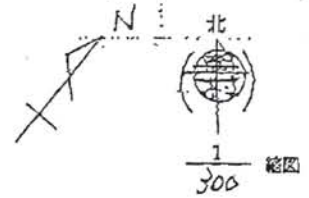
私は対向の信号が青に変わったのを確認して⑦④⑧衝突地点まで進んだところ 運転手の車輦(以下、「」という。)と衝突し10mぐらい跳ね飛ばされ⑧地点に転倒したのです。私が横断歩道に進入して別表(1)の⑦、⑧、⑨に進行した際、さんが走っている右方面の道路の確認をしなかった理由は、私が渡っている信号が「青」であったからです。

ですから、まさか「」さんが来るとは思っても見なかったのです。

2 私はこの度の事故によって、赤信号で同交差点に進入したさんが私を跳ねた後、逃亡したと聞いて驚いています。

ところが、警察の判断は私が赤信号で横断歩道を渡ったと認定し、入院中の私の事情聴取もしないまま、「」さんが青信号で交差点に侵入したとの証言と目撃者の「」さん自身が赤信号で横断歩道を渡った、「」が「青」であったとの証言などの状況証拠を根拠にして「」さんを不起訴

- ①地点で、停車中のタクシー列を見て走行。
- ②地点で、対面信号①を見て走行。
- ③地点で⑦を見出し、急ブレーキをかける。
- ④地点で①と⑧で衝突した。
- ⑤地点で止まりかけ⑦と⑤を確認した。  
その後西へ逃走した。  
と言ふ。



|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 停車タクシーⓐの車両<br>約 4.69m × 1.69 m | 車両 (BMW) 約 4.85m × 1.84m<br>所有者 林健次 : 使用者 林智隆 |
|--------------------------------|---|